

① 件名
任期付短時間勤務職員制度について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>現在、本市の任期付職員の採用は、フルタイムでの任用のみであるが、今後の復興事業の進捗のみならず、臨時・パート・嘱託職員の任期付職員へのシフト等、任期付職員の任用形態は多様化することが想定される。</p> <p>【目的】</p> <p>短時間勤務の任期付職員採用に対応するため関係例規の改正を行なうもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）・石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年石巻市条例第32号）・石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年石巻市条例第5号） <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成14年 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律公布
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正</p> <p>(1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定される職員「任期付短時間勤務職員」の勤務時間・休暇等について改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・勤務時間：4週を超えない期間につき、1週間当たりで31時間まで。 1日につき7時間45分まで。・有給休暇：任期の定めのない常勤職員と同じ。有給休暇は勤務時間により調整。 <p>(2) その他文言等の整理を行う。</p> <p>2 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正</p> <p>(1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第2条に規定される職員「短時間勤務職員」を任期付職員として採用するため、任期・給料月額等について改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・任期：3年以内（最長5年まで）・給料月額：初任給計算による月額を勤務時間で割り戻した額。 <p>(2) その他文言等の整理を行う。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 臨時職員等に代わり、任期付職員を積極的に採用するよう、国からの指導・助言もあることから、関係例規の改正後は様々な働き方への対応が可能な任期付職員を採用することができる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>宮城県では短時間勤務の任期付職員を採用しており、近隣自治体である東松島市と女川町は現在のところ採用していない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行予定日：平成29年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>